



IR基本方針

基本理念（指針）

株式会社ティラド（以下、当社）は、株主・投資家の皆様の期待に応えるべく適時適切な情報開示を通じて、社会的信頼の向上と企業活動への理解促進に努めます。

基本方針（行動基準）

当社は、株主・投資家に対し経営方針、財務内容、事業活動状況について適切な開示を行います。また開示内容に対する意見を真摯に受け止め適切に対応いたします。

| | |
|-------------|---|
| 情報開示の方法 | 会社法、金融商品取引法等の関係法令に従う書類は適切な方法により公開し、開示後は速やかに当社ホームページにも同一の資料を掲載いたします。 また、東京証券取引所が定める適時開示規則に該当する重要情報の開示についても、同規則に従い、同取引所が提供する「適時開示情報伝達システム（TDnet）」にて公開し、開示後は速やかに当社ホームページにも同一の資料を掲載するとともに、適時開示規則に該当しない情報を開示するにあたっては、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法により公開します。 |
| インサイダー取引の禁止 | 当社は、重要情報の適切な管理及び株式等の売買等について遵守すべき基本事項を社内規程に定め、役員及び従業員全員への周知徹底と理解啓発を促進しインサイダー取引を未然に防止します。 |
| 沈黙期間 | 当社では、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するために、各四半期決算発表予定日前の一定期間を「沈黙期間」とし、この期間は決算・業績見通しに関する質問へのご回答やコメントを差し控えさせて頂いております。ただし、当該期間中に「適時開示規則」に該当する重要事実が発生した場合には、適宜その情報開示を行います。 |
| 将来予測について | 業績見通し等の将来予測については、当社がその時点で入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があることをご了承ください。 |

制定：2024年 2月5日

株式会社 ティラド

代表取締役社長執行役員 宮崎 富夫

宮崎 富夫